奈良県立特別支援学校における介護等体験実施要領

奈良県教育委員会

１　趣旨

小・中学校の教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期することを目的として、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「介護等体験特例法」という。）」が制定され、普通免許状の授与の条件として社会福祉施設その他の施設及び特別支援学校において７日間の介護等の体験を行うことが、平成１０年４月以降の大学入学者から義務づけられた。このことに伴い、この要領は必要な項目を定め、奈良県立特別支援学校（以下「受入学校」という。）における介護等体験の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

２　対象者

（1）原則として、奈良県内にある大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の平成１０年４月以降の入学者及び科目等履修生で、介護等体験特例法の適用を受け、小学校及び中学校の普通免許状取得希望者

（2）本県在住かつ本県以外に所在する大学等に在籍する学生等であって、本県での介護等体験を希望する者のうち特別な理由があると奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）が認めた者

３　実施時期及び実施期間

各年度の５月～３月とする。また実施期間は原則２日間とする。

（教育実習、スクールサポーター、学校体験活動等の期間中の１日相当分を含む。）

４　介護等体験の内容

受入学校は、学校運営及び教育活動に支障をきたさない範囲で、主に次のような体験をさせることとする。

（１）児童生徒の補助

（２）児童生徒との交流

（３）掃除、洗濯等、教員に必要とされる業務の補助等

５　申込手続き等

申込手続き等については、次のとおりとする。なお、学生本人が直接受入学校に「介護等体験」の受入を申し込むことや、受入学校の変更を行うことはできない。

【大学等】

①　介護等体験を希望する者（以下「介護等体験生」という。）を、「介護等体験希望者名簿（様式１）」により取りまとめ、県教委へ申し込むこと。

②　県教委からの調整結果をもとに学生をそれぞれの受入学校へ割り振り、「体験者名簿（様式２）」を作成し県教委及び受入学校へ提出すること。

③　「個人申込書（様式３）」及び健康診断書を、受入学校へ提出すること。

④　「介護等体験証明書（様式４）」の様式を作成し、介護等体験実施時に介護等体験生に携行させること。

⑤　大学等の長は、受入承認を受けた後に介護等体験生が体験を辞退又は欠席する場合、「辞退届（様式５）」又は「欠席届（様式６）」を作成し、学校と県教委に届けること。

【受入学校】

①　介護等体験実施前年度に、受入可能な人数を県教委へ報告すること。

②　県教委から情報提供される大学数・大学名・人数をもとに、受入日程・人数を大学等に通知すること。

③ 介護等体験終了後、学校長は、介護等体験を終了した者について、「介護等体験証明書（様式第４号）」により証明すること。
④　大学等から提出された体験者名簿、健康診断者を５年間保管すること。当体験において取得した個人情報については、取り扱い・保管に十分配慮し、無断で第三者に提供しないこと。

【県教委】
①　県教委は介護等体験実施前年度に、学校に対し受入人数の調査をすること。
②　大学等から提出された「介護等体験希望者名簿（様式１）」により受付する。
③　①に定める報告や前年度の実施状況に基づき、県教委は大学等と受入学校と調整を図り、人数等を大学等及び受入学校に報告すること。

６　事前指導
大学等は介護等体験生に対して次に掲げることを指導すること。
（１）法を遵守すること。又、介護等体験により知り得た幼児児童生徒の個人情報を他に漏らさないこと。
（２）小学校・中学校教諭免許状取得に対する堅固な意思を保持すること。
（３）事前学習を十分に行い、受入学校の指導に従い事故等がないように注意すること。
（４）必ず保険（損害賠償が含まれるもの）に加入すること。
（５）必ず健康診断を受け、診断書を受入学校に提出すること。なお、診断書は、通常大学で行われているものの写しで差し支えない。
（６）介護等体験実施にあたり体調が万全でない場合は、児童生徒への感染のおそれがあることから体験実施を延期し、振替日程については大学等を通じて受入学校に連絡すること。

７　事故発生時の対応等
受入学校の校長は、介護等体験に関わる事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、県教委及び大学等に報告すること。

附則

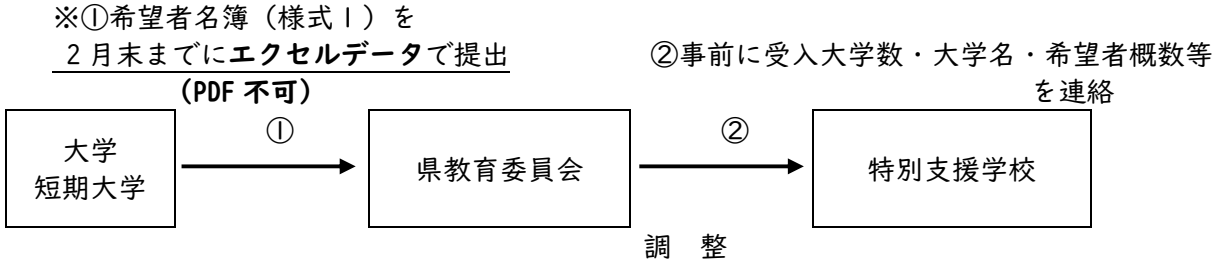
この要領は、令和８年２月１日から施行する。

なお奈良県介護等体験実施要領は廃止とする。

介護等体験の申込手続きについて

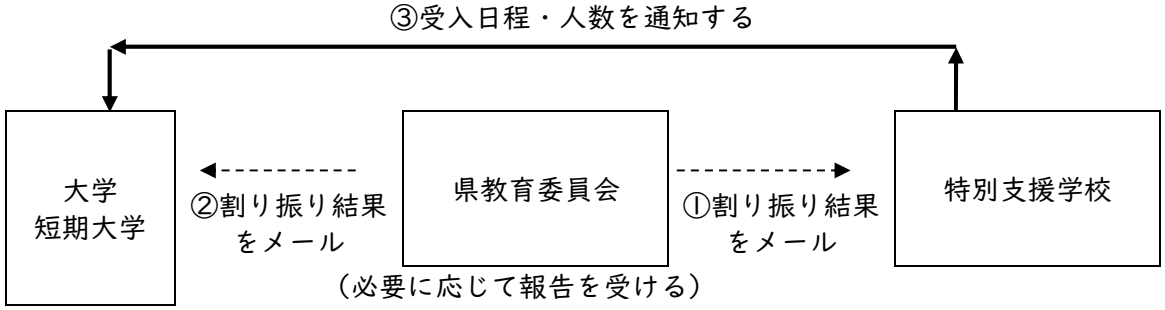
奈良県教育委員会

１　希望者名簿提出　（２月末日必着）　受入人数・大学数報告



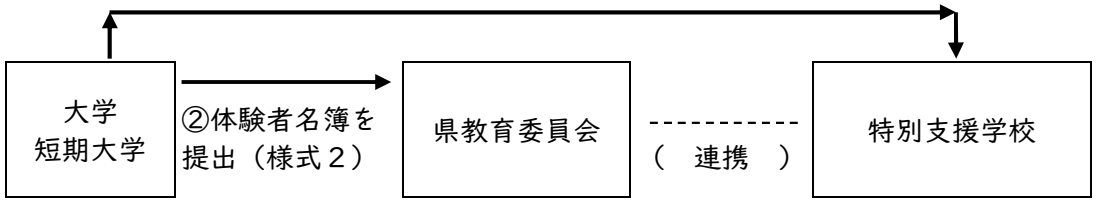
【メール送付先（エクセルデータ提出先）】　kyosyoku-shien@office.pref.nara.lg.jp
奈良県教育委員会事務局　教職員課　キャリア支援係(免許担当)

２　介護等体験の日程・人数通知（３月１０日～４月５日）



3　体験者名簿・個人申込書提出（4月１９日必着）詳細打合せ・体験実施（５月～3月）

①体験者名簿（様式２）・個人申込書（様式３）・健康診断書提出 →　③詳細打合せ・体験実施



【その他】

１．希望者名簿提出時より、体験者人数に増減がある場合は、県教委及び受入学校へそれぞれ連絡をお願いします。

２．スケジュール等の都合で健康診断書の提出が遅れる場合は、受入学校へその旨連絡してください。健康診断書提出前に、介護等体験を行うことはできません。

３．**介護等体験証明書の再発行はできません。**

４．体験先の割り振りは、県教委で行います。定期試験・教育実習等の日程は考慮しますが、個人的な希望については考慮することはできません。